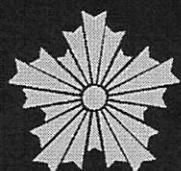


令和5年7月1日

地域防犯連絡所 活動の手引



地域防犯連絡所



神奈川県
鎌倉警察署

【目 次】

- 1 地域防犯連絡員の皆様へ
- 2 犯罪情報等の発信について
- 3 身近な犯罪の防犯対策について
- 4 効果的な防犯パトロールについて
- 5 自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロールについて
- 6 地域防犯連絡所の設置及び運営要綱（抜粋）
- 7 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例について

【各種相談窓口】

- 神奈川県警察総合相談室
045-664-9110（又は#9110）
- 少年相談・保護センター
0120-457-867
- 惠質商法110番
045-651-1194
- 暴力団からの不当要求に関する相談
0120-797-049
- 交通相談受付
045-211-2574
- 運転免許案内
045-391-4123
- 鎌倉警察署
0467-23-0110

1 地域防犯連絡員の皆様へ

地域防犯連絡所は、犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、地域住民の皆様方と警察との緊密な連絡調整及び地域の自主防犯活動の拠点として、平成5年に運営要綱が定められました。

地域防犯連絡所員の皆様方には、安心して暮らせるまちづくりを実現するため、主に下記の役割を担っていただいております。

- 地域住民の方々、地区防犯協会、町内会・自治会等との連携を密にして、警察に対する要望や意見等を取りまとめ、連絡
- 地域における自主的な防犯活動の推進
- 警察及び防犯協会からの連絡事項等を町内会の回覧網を活用するなどし、迅速かつ効果的に配布・回覧
- 警察と町内会・自治会等との会議等の開催に関する連絡調整

現在、県内の各地域において、地域防犯連絡員の皆様には、地域と警察とのパイプ役として、ご活躍をいただいております。

今後も、警察と連携した地域安全活動を推進していただくために、活動の手引を作成しましたので、皆様方の活動にご活用ください。



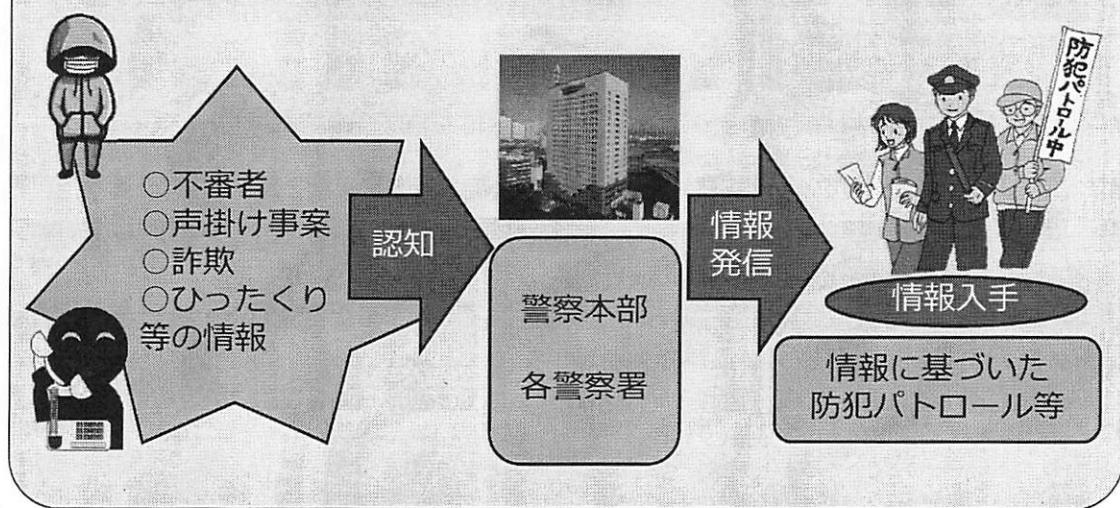
2 犯罪情報等の発信について

- 防犯情報を手に入れて、効果的な防犯活動を推進しましょう！！
- 手に入れた防犯情報を地域の皆さんで共有しましょう！！

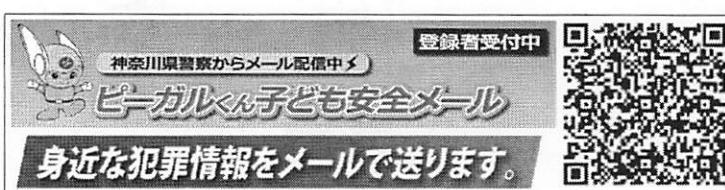
犯罪被害の防止や効果的なパトロール活動等を推進するためには、犯罪などの発生情報等をタイムリーに入手することが重要です。

警察署や防犯協会等から防犯情報の提供があった際には、地域防犯連絡員の皆様が中心となり、地区の回覧板や掲示板、町内会の会合等を通じた情報の伝達に努めてください。

また、県警察では、防犯に役立つ情報を「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo！防災速報」、「YouTube」、「ツイッター」等を通じて配信しています。是非登録してください。



県警察の情報発信ツール



3 身近な犯罪の防犯対策について

【特殊詐欺】

○ サギ撲滅の2本柱

特殊詐欺の被害を防ぐ2つのポイントを要約したものです。

地域防犯連絡員の皆様はもとより、地域住民の皆様へも下記のポイントを伝えてください。

1 こんな言葉を電話で聞いたらサギだ！

2 留守番電話設定のお願い！



サギ撲滅の2本柱



1 こんな言葉を電話で聞いたらサギだ！

「急にお金が必要！用意して！」

「キャッシュカードを預かります。」

「ATMで医療費を返付します。」



2 留守番電話設定のお願い！

「犯人は留守番電話を嫌います。」

「常に留守番電話設定を！」

「留守番電話が作動する前に取らないで！」

「迷惑電話防止機能付き機器の購入検討を！」



神奈川県警察

迷惑電話防止機能を有する電話機を設置しましょう

呼出音が鳴る前に「通話内容を録音します」といったメッセージを流すなど、犯人が嫌う機能を持った電話機はサギ対策になります。

迷惑電話防止機能付機器を設置した方に聞きました

是れ、ウチにも1台欲しいわ！

設置後の被害者なし

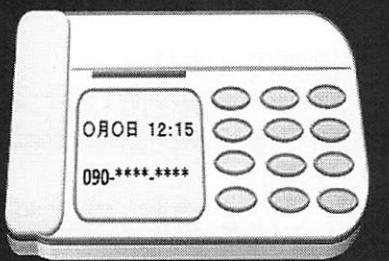
○ 被害防止の効果があると思いますか？ …… あると思う 96%

○ 防止機器があると安心ですか？ …… 安心できる 96%

(神奈川県警察調べ)

○ 電話でキャッシュカードと言わされたらサギ！！

電話で



「キャッシュカード」

と言わされたら

サギ !!

暗証番号は教えない！

特殊詐欺は他人事ではありません。

皆さんの中には、「私は大丈夫」「私は関係ない」となどと考えている方も多いのではないでしようか？

しかし、今日もどこかで誰かが狙われています！

普段から「今日は私の家に電話があるかも」といった心構えを持ち、家族や地域住民の皆さんで互いに注意をするなど、被害の未然防止に努めていきましょう！



こんなハガキはサギ！

相手にしないで！

自宅等にこのようなハガキや封書が届いても、記載された電話番号には絶対に電話をかけず、慌てないで家族や警察に相談してください！

特定消費料金 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号（そ）9800

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。

尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証明の交付を承諾していただくようお願い致します。

訴訟取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和2年●月●日

地方裁判所管理局
東京都千代田区霞が関1-1-3
お問い合わせ窓口 03-XXXX-○○○○
受付時間9:00~19:00

「03」で始まるなど、
主に固定電話の番号が表
示されている

「最終告知」「民事訴訟」
等の言葉がよく使われる

請求金額や債務の内容
が不明瞭

法律用語や裁判を連
想させる言葉で不安
をあおる

期限が迫っていると
慌てさせ、本人から
至急連絡するよう求
めてくる

「地方裁判所管理局」
や「法務省管轄支局」
等公的機関のような名
称で信用させる

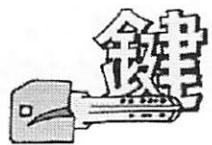
連絡してしまうと…

電子マネーを購入
してカード番号を
教えてください



などと言われ、番号を教えてしまうと
電子マネーをだまし取られてしまいます

【自転車盗・オートバイ盗】



- 自転車には複数のカギをかける。（ツーロック）
- オートバイを止めるときは、キーを抜き、ハンドルロックをかける。

«自転車防犯登録について»

自転車には、利用者の責務として「防犯登録」をすることが法律で定められています。

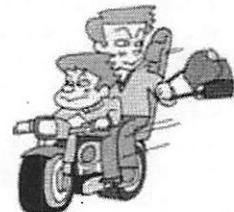
万が一盗難の被害に遭っても、防犯登録の番号から所有者が判明し、所有者の元に戻ってくる可能性が高くなります。登録の控えは必ず保管しておきましょう。

自転車防犯登録の運営は、神奈川県公安委員会が指定した神奈川県自転車防犯協会が行っています。

«グッドライダー・防犯登録»

オートバイを所有する際には、日本二輪車普及安全協会が行っている任意加入の制度「グッドライダー・防犯登録」に加入しましょう。

【ひったくり】



- ひったくりの被害防止 4か条

1 後ろに注意、振り返る。

後方から来るバイク等に注意を払い、振り返りましょう。

2 バックは建物側に持つ。

バック等の荷物は、道路側に持たず、建物側に持ちましょう。

3 自転車には防犯ネット

自転車の前かごには防犯ネットやカバーを付けましょう。

4 ながら歩きはダメ

イヤフォンで音楽を聴きながら、携帯電話を使いながら歩くと後ろから近づく犯人に気付きにくくなります。



後ろに注意
振り返る

バックは
建物側に持つ

自転車には
防犯ネット

ながら歩きは
ダメ

【空き巣・忍込み】

空き巣や忍込み（夜間家にいる時に、侵入されて泥棒の被害に遭うもの。）に注意しましょう！！

あなたは家にいる時、玄関や窓のカギを掛けていますか？

「家の中に入っているから大丈夫」とカギを掛けずにいると…。

泥棒は、そんなあなたのちょっとした隙を狙っています。

外出時はもちろん、帰宅した時や寝る前もカギを掛けましょう！



○ 侵入防止のポイント

戸締りをしっかりと！ 基本は戸締りの徹底です。

- ・ゴミ出しなど、少しの間でも必ず戸締りをする
- ・トイレの小窓など、盲点となる所も忘れない戸締りをする
- ・上階のベランダであっても、窓のカギは必ず掛ける
- ・外出前や就寝前、戸締りの確認をする癖をつける



○ 侵入盗の犯人が嫌がる3つの要因

以下の3つの要因に配慮して次の具体的な対策を講じましょう。

・音

センサー等により警戒音が鳴る。

・光や目

明るく照らされる。見通しが確保されていて身を隠す場所がない。

・時間

防犯性能の高い建物部品等により、侵入に時間がかかる。

【防犯コンシェルジュ制度について】

防犯コンシェルジュ制度は、防犯環境設計や防犯建物部品に精通した防犯設備士等の専門的な知識を持つ民間の方を神奈川県警察が委嘱し、地域の皆様による自主的な防犯活動への支援を行うための制度です。

防犯カメラの設置相談や防犯講師の派遣等を無料で行っております。

派遣を希望される方は、最寄り警察署の生活安全課で受け付けています。



神奈川県警察 コンシェルジュ

検索



4 効果的な防犯パトロールについて

○ 挨拶をすると効果的です！！

パトロールをする際には、すれ違う人に挨拶をして声を掛ければ、防犯効果が高まります。



○ 目立つ服装で行うと効果的です！！

防犯ベストや防犯腕章等を着用してパトロールや見守り活動を行うと防犯効果が高まります。

○ 防犯情報を手に入れましょう。

警察からの犯罪の発生情報等を入手すると効果的です。

○ 楽しく行いましょう。

楽しい雰囲気で活動を行うことは継続のコツです。

○ 無理のない範囲で行いましょう。

無理のない範囲で、継続的に行なうことが大きな効果を生みます。

見守りの輪を広げる『ながら見守り』！

近年、登下校中の児童が被害者となる悲惨な犯罪が各地で発生しています。

登下校中の児童の安全を守るためにには、地道に活動している防犯ボランティア団体の活動と併せて、見守りの空白地帯を少しでも減らすための活動が必要とされています。

そのためには、地域における見守り活動の担い手を増やすことが必要です。

そこで、誰でも気軽に参加できる・一人でも始めることができる・無理なく続けることができる「ながら見守り」活動が注目されています。

「ながら見守り」の具体例は？

ながら見守りとは、誰でも気軽にできることを基本に、日常生活や事業活動を行なながら、防犯の視点を持って見守りを行う活動です。下記の例以外にも、アイデア次第で様々な「ながら見守り」活動ができます。



買い物をしながら



犬の散歩をしながら



ウォーキングをしながら

5 自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロールについて

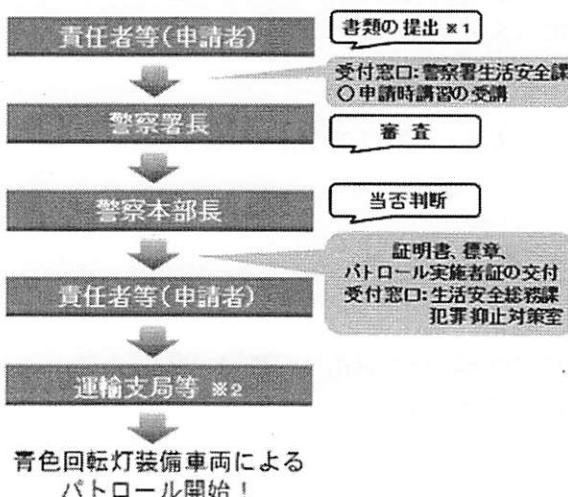
地域住民の方々が各地域において実施しております自主防犯パトロールを活性化するために、一定の要件を充足する場合には、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装備することが可能となります。その対象となる団体や申請方法等については、次のとおりです。

○ 申請の対象となる団体

- 1 次のいずれかに該当している団体であること。
 - (1) 県又は市町村
 - (2) 知事、警察本部長若しくは警察署長又は市（区）町村長から防犯活動の委嘱を受けた方により構成されている団体その他の組織
 - (3) 地域安全活動を目的として設立された民法又は特定非営利活動促進法の法人若しくは地方自治法の市（区）町村長の認可を受けた地縁による団体
 - (4) 上記(1)～(3)と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体
 - (5) 上記(1)～(4)から防犯活動の委託を受けた者
- 2 繼続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
- 3 青色防犯パトロール講習を受講し、予想される事案に対して、適切に対応できると認められること。
- 4 青色防犯パトロールを適正な方法により実施することができると認められること。

■ 青色回転灯装備によるパトロールの申請手続

■ 団体の活動地域を管轄する警察署長への申請



※1 提出する書類

- ・ 証明申請書
- ・ 団体・青色防犯パトロールの概要
- ・ 青色防犯パトロール実施者名簿
- ・ 誓約書
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 青色回転灯の取付位置等が分かる図面
- ・ 青色回転灯の光度等が分かる資料
- ・ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であるとの表示について大きさや形状が分かる資料

※2 証明書の交付を受けた日から15日以内に、警察本部長の証明書を添えて、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は、自動車検査登録事務所（軽自動車にあっては軽自動車検査協会）において、自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」との記載を受けてください。

6 地域防犯連絡所の設置及び運営要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、犯罪のない明るい町づくりを推進するため、地域住民と警察との緊密な連絡協調及び地域の自主防犯活動の拠点となる地域防犯連絡所（以下「連絡所」という。）の設置及び運営について必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（設置基準）

第2条 連絡所は、おおむね次の基準により設置するものとする。

- (1) 町内会及び自治会（以下「町内会」という。）並びに地域警察官の受持区単位に各1箇所
- (2) 警察署長（以下「署長」という。）が特に必要と認める地域

（委嘱）

第3条 連絡所に、地域防犯連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

2 連絡員には、地域の信望が高く、実践活動を推進できる適任者を次の者の中から署長及び地区防犯協会会长が協議の上選考し、町内会長の同意を得て、署長及び防犯協会会长の連名の委嘱状を交付して委嘱するものとする。

- (1) 町内会の役員
- (2) その他、署長が必要と認めた者

（解嘱）

第4条 署長及び地区防犯協会会长は、連絡員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、解嘱することができるものとする。

- (1) 町内会役員の中から委嘱された者が、任期中に町内会役員の身分を喪失したとき。
- (2) 本人が連絡員を辞退したとき。
- (3) 長期の疾病等により活動を遂行できないとき。
- (4) その他連絡員としての適格性を欠くとき。

（任期）

第5条 連絡員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（活動）

第6条 連絡員の活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 警察に対する住民の要望・意見等の取りまとめ及び連絡に関するここと
- (2) 自主防犯活動の推進に関するここと
- (3) 警察及び防犯協会からの資料等の住民への配布・回覧に関するここと
- (4) 警察と住民との会議等の開催に関するここと。

（連絡所の表示等）

第7条 連絡所には、連絡所を表示する表示板を見やすい箇所に掲げるものとする。

2 連絡員の任期が満了し、再任されなかったとき及び任期中に解嘱されたときは、速やかに表示板を委嘱者に返納するものとする。

7 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例について

○ 条例制定の目的

この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、県、警察等が行うべき責務を明確にし、県、県民、事業者が一体となって、防犯に対する意識を高めるとともに、自らができる防犯対策を推進し、犯罪を起こさせない生活環境をつくっていくことなどを目的に制定され、平成17年4月1日に施行されています。

○ 条例の主な内容

本条例は、全33条で構成されており、主な内容は次のとおりです。

- ・ 県、警察及び県民の皆さん等の責務と相互協力について
- ・ 県民の皆さんの防犯意識の向上について
- ・ 民間ボランティア団体及び自治会・町内会等の自主防犯活動の活性化について
- ・ 犯罪防止に配慮した生活環境の整備について
- ・ 学校等における児童等の安全の確保等について

○ 防犯上の指針

本条例では、4つの防犯上の指針を定めています。

- ・ 住宅に関する指針（第14条）
- ・ 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場に関する指針（第18条）
- ・ 金融機関店舗等に関する指針（第20条）
- ・ 学校等における児童等の安全確保に関する指針（第28条）





みんなでつくろう
安全・安心なまち

